

## 長野市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長野市議会会議規則（昭和42年長野市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録（第78条—第82条）」を「第9節 公聴会及び参考人（第78条—第84条）」に、「第10節 会議録（第85条—第89条）」に、「第83条—第87条」を「第90条—第94条」に、「第88条—第104条」を「第95条—第111条」に、「第105条・第106条」を「第112条・第113条」に、「第107条—第118条」を「第114条—第125条」に、「第119条・第120条」を「第126条・第127条」に、「第121条—第131条」を「第128条—第138条」に、「第132条—第138条」を「第139条—第145条」に、「第139条—第143条」を「第146条—第150条」に、「第144条—第152条」を「第151条—第159条」に、「第153条—第158条」を「第160条—第165条」に、「第159条」を「第166条」に、「第160条」を「第167条」に、「第161条」を「第168条」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第37条第1項中「第134条」を「第141条」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第39条第1項中「調査した」を「調査をした」に改める。

第50条第1項、第52条第1項、第55条第1項及び第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第161条を第168条とする。

第8章中第160条を第167条とする。

第7章中第159条を第166条とする。

第6章中第158条を第165条とし、第154条から第157条までを7条ずつ繰り下げる。

第153条第2項ただし書中「第106条第2項」を「第113条第2項」に改め、同条を第160条とする。

第152条中「すべて」を「全て」に改め、第5章中同条を第159条とし、第144条から第151条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第143条を第150条とし、第139条から第142条までを7条ずつ繰り下げる。

第138条第2項中「第133条第2項」を「第140条第2項」に改め、第3章中同条を第145条とし、第132条から第137条までを7条ずつ繰り下げる。

第131条第2項中「すべて」を「全て」に改め、第2章第6節中同条を第138条とし、第121条から第130条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第120条を第127条とし、第119条を第126条とする。

第2章第4節中第118条を第125条とし、第111条から第117条までを7条ずつ繰り下げる。

第 110 条第 1 項中「聞く」を「聴く」に改め、同条を第 117 条とする。

第 109 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第 116 条とし、第 108 条を第 115 条とする。

第 107 条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第 114 条とする。

第 2 章第 3 節中第 106 条を第 113 条とし、第 105 条を第 112 条とする。

第 2 章第 2 節中第 104 条を第 111 条とし、第 99 条から第 103 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 98 条第 2 項中「第 109 条の 2 第 4 項」を「第 109 条第 3 項」に改め、同条を第 105 条とし、第 97 条を第 104 条とし、第 96 条を第 103 条とする。

第 95 条第 2 項中「関する規定」を「関し必要な事項」に改め、同条を第 102 条とし、第 88 条から第 94 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 2 章第 1 節中第 87 条を第 94 条とし、第 83 条から第 86 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 1 章第 9 節中第 82 条を第 89 条とし、第 78 条から第 81 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 1 章中第 9 節を第 10 節とし、第 8 節の次に次の 1 節を加える。

#### 第 9 節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第 78 条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 79 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 80 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 81 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員及び公述人の質疑)

第 82 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 83 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前3条の規定は、参考人について準用する。

別表中「第 159条関係」を「第 166条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。